

## 佐久保健所管内の旅館でノロウイルスによる 食中毒が発生しました

本日、佐久保健所は南佐久郡内の旅館を食中毒の原因施設と断定し、当該施設の調理部門に対し令和8年3月2日から令和8年3月4日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、令和8年2月17日から18日までに当該施設で調理、提供された食事を喫食した35グループ96名中の22グループ33名で、行政検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

### 【事件の探知】

令和8年2月20日午前9時ごろ、営業者から「施設に宿泊した複数の方が胃腸炎症状を呈した。」旨の連絡が佐久保健所にありました。

### 【佐久保健所による調査結果概要】

- 当該施設で2月17日から18日までに調理、提供された食事を喫食した35グループ96名中の22グループ33名で、17日午後8時頃から、下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状を呈しました。
- 患者は、当該施設で調理、提供された食事を共通して喫食していました。
- 関係自治体及び長野県環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の発症状況は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から、食中毒の届出がありました。
- 以上のことから、佐久保健所は当該施設で調理、提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	佐久保健所	
患者関係	発症日時	2月17日 午後8時頃から
	患者症状	下痢、嘔吐、腹痛、発熱 など
	患者所在地	東京都、神奈川県、静岡県 など
	患者数及び喫食者数	患者数/喫食者数：33名/96名 (患者内訳) 男性：19名 (年齢：10歳未満～70歳代以上) 女性：14名 (年齢：10歳代～70歳代以上)
	入院患者数	なし
	医療機関受診者数	15名
原因食品	2月17日から18日までに当該施設で調理、提供された食事	
病因物質	ノロウイルスGⅡ	
原因施設	施設所在地 南佐久郡 営業許可業種 飲食店営業	
措置	食品衛生法に基づく営業の停止 令和8年3月2日から令和8年3月4日まで3日間 (この施設は2月21日から調理部門の営業を、28日から全部門の営業を自粛しています。)	

検査結果	ノロウイルスGⅡ	患者便：27 検体中 21 検体から検出 調理従事者便：16 検体中 3 検体から検出
------	----------	--

[参 考]

患者へ提供されたメニュー	ポテトサラダ、カレー、豚もつ煮、ハンバーグ、エビフライ、ソーセージ、パスタ、揚げ野菜のハニーマスタード和え、ポテトフライ、コーンチャウダー、チャーハン、おでん、鴨のロースト、イチゴシャーベット など
--------------	---

[参 考] 長野県内（中核市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令和 7 年度 （うち 中核市）	18 件 （5 件）	312 名 （42 名）
令和 6 年度 （うち 中核市）	26 件 （6 件）	523 名 （142 名）

**ノロウイルス食中毒注意報発出中です（令和 8 年 1 月 14 日から）**

～～ ノロウイルスによる食中毒とは ～～

**[特 徴]**

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

**[症 状]**

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいなと思ったら早めに医療機関を受診してください。

**[予防方法]**

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、**石けんで手を十分に洗いましょう。**

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する**料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。**

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、**熱湯や塩素系漂白剤で殺菌して使いましょう。**

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者の嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

(問合せ先)

佐久保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係  
(担当)高井、橋詰、寺村、宮入、志摩  
電話:0267-63-3297(直通)  
0267-63-3111(代表)(内線 510)  
FAX:0267-63-3221  
E-mail sakuho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係  
(担当)福井、松本、塚田  
電話:026-235-7155(直通)  
026-232-0111(代表)(内線 2661)  
FAX:026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp